

兵庫県公報

平成19年6月8日 金曜日 第1882号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示	ページ
○救急病院の認定（医務課）	1
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	1
○兵庫県卸売市場整備計画の一部変更（消費流通課）	7
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	7
○土地改良区の定款の変更認可（同）	8
○第5種共同漁業権遊魚規則の変更認可（水産課）	8
○漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（同）	9
○漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域（同）	10
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	10
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	10
○道路の位置指定（建築指導課）	22
○同 上（同）	22
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	22
 公 告	
○随意契約の相手方等の公示（税務課）	23
○同 上（同）	23
○同 上（市町振興課）	23
○同 上（自治情報課）	24
 選挙管理委員会告示	
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	24
 警察本部公告	
○入札公告	26
○同 上	28

告 示

兵庫県告示第665号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	明石市立市民病院
所 在 地	明石市鷹匠町1番33号
認 定 年 月 日	平成19年3月30日
認定の有効期限	平成22年3月29日

兵庫県告示第666号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施

設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

服部テキスタイル株式会社

多可郡多可町中区中村町90番地

代表取締役 服部 茂和

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

服部テキスタイル株式会社

多可郡多可町中区中村町90番地

(3) 特定施設に関する事項

種 類	19号ト 染色施設 (No.1~3)	19号チ 薬液浸透施設 (No.1)		19号チ 薬液浸透施設 (No.2)	
		通 常	最 大	通 常	最 大
能 力	200~250kg/バッチ	8~80m/分		100m/分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後3ヶ月	同 左		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	6時~22時 16時間		9時~17時 8時間	
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左		同 左	
区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常
水素イオン濃度 (水素指数)	8	11	7	4	9
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	450	600	210	250	210
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,200	1,400	300	350	300
浮遊物質 (単位 mg/L)	80	120	60	100	60
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	30	50	10	30	2
窒素含有量 (単位 mg/L)	20	60	90	450	20
りん含有量 (単位 mg/L)	4	8	5	6	3
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	82/基	86/基	1	1.5	0.5

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種別	排水処理施設							
	変更前	後の区分	変更前	変更後	変更前	変更後		
型式	UB700-A型		同左		同左			
構造	鉄筋コンクリート		同左		同左			
主要寸法 (単位メートル)	L24×W18×H13		同左		同左			
能力	370m ³ /日		同左		同左			
汚水等の処理方式	活性汚泥+フエントン処理法		同左		同左			
工事着手予定年月日	既設		同左		同左			
工事完成予定年月日	既設		同左		同左			
使用開始予定年月日	既設		許可後		許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同左		同左			
使用時間の季節的変動の概要	なし		同左		同左			
区分	処理前		処理後		処理前		処理後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数)	5~11.5	5~11.5	5.8~8.6	5.8~8.6	5~11.5	5~11.5	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	431	566	60	75	418	541	60	75
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,769	1,888	60	75	1,008	1,169	60	75
浮遊物質 (単位 mg/L)	93	129	60	80	70	105	60	80
ノルマルヘキサノン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	-	-	-	-	25	40	3	5
窒素含有量 (単位 mg/L)	22.7	76.7	12	30	22.3	62.8	12	30
りん含有量 (単位 mg/L)	3.6	8.7	3	6	3.6	7	3	6
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大量 (単位 m ³ /日)	340	370	340	370	340	370	340	370

(5) 排水水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前							
排水口名	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	0.4	15	30.5	0.4	0.4	0.4	0.4	
	最大	0.7	20	90.7	0.7	0.7	0.7	0.5	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	
	最大	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	60	80	2.3	80	80	80	80	
	最大	75	100	3.7	100	100	100	100	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	60	80	2.3	80	80	80	80	
	最大	75	100	3.7	100	100	100	100	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	60	30	2.5	30	30	30	30	
	最大	80	50	5.3	50	50	50	50	
ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通常	-	-	-	-	-	-	-	
	最大	-	-	-	-	-	-	-	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	12	5	0.1	0.3	11	5	11	
	最大	30	10	1	1.1	20	10	20	
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	3	1	0.1	0.1	2	1	2	
	最大	6	2	1	0.1	4	2	4	

変 更 後							
No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8
340	0.4	廃	30.5	0.4	0.4	0.4	0.4
370	0.7		90.7	0.7	0.7	0.7	0.5
5.8~8.6	5.8~8.6	止	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
5.8~8.6	5.8~8.6		5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
60	80		2.3	80	80	80	80
75	100		3.7	100	100	100	100
60	50		2.3	50	50	50	50
75	70		3.7	70	70	70	70
60	30		2.5	30	30	30	30
80	50		5.3	50	50	50	50
3	--		--	--	--	--	--
5	--		--	--	--	--	--
12	5		0.3	11	5	11	11
30	10		1.1	20	10	20	20
3	1		0.1	2	1	2	2
6	2		0.1	4	2	4	4

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年6月8日から同月29日
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び多可町住民生活課

兵庫県告示第667号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第5項の規定により、兵庫県卸売市場整備計画の一部を次のとおり変更した。

その詳細は、兵庫県農林水産部農政企画局消費流通課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

第3章「2卸売市場の整備方針(1)消費地市場」において、既存の卸売市場に尼崎市公設地方卸売市場を追加し、地域拠点市場として位置づけ、伊丹市公設地方卸売市場を地域拠点市場から解除する。

兵庫県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 西光寺野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	福永謙三	姫路市船津町2496番地2
同	佐野博一	神崎郡福崎町八千種2268番地1
同	山路昌司	姫路市船津町5238番地7
同	平木正毅	神崎郡福崎町南田原1153番地3
同	青田睦	姫路市山田町多田870番地
同	小林初臣	同 市船津町1451番地22
同	塚本裕之	神崎郡福崎町南田原1237番地1
監事	中井利明	同 郡福崎町南田原1190番地26
同	城谷力男	同 郡福崎町八千種2558番地
同	芝谷安壽	姫路市山田町牧野332番地
同	水谷昌三	同 市船津町890番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	福永謙三	姫路市船津町2496番地2
同	平木正毅	神崎郡福崎町南田原1153番地3
同	小林初臣	同 市船津町1451番地22
同	塚本裕之	神崎郡福崎町南田原1237番地1
同	水田完	同 郡同 町八千種2315番地2
同	福本正明	姫路市山田町多田1494番地2
同	水谷満幸	同 市船津町892番地1
監事	山路昌司	同 市船津町5238番地7
同	岡健一	神崎郡福崎町東田原1284番地1
同	稲積哲也	姫路市山田町西山田560番地1
同	上田喜代文	神崎郡福崎町八千種3438番地1

2 加古川市雁戸井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	松尾太一	加古川市八幡町上西条68番地2
同	柿本博	同 市八幡町下村509番地7
同	島康人	同 市八幡町上西条776番地

同	橋 本	薫	同	市八幡町下村247番地
同	前 田	省 三	同	市八幡町上西条633番地 2
同	花 房	康 一	同	市八幡町中西条380番地
同	花 房	正	同	市神野町神野852番地 3
同	前 田	竹 次 郎	同	市神野町神野75番地 4
同	長 谷 川	忠 雄	同	市八幡町福留450番地
同	福 田	和 彦	加古郡稲美町加古3382番地 1	
監 事	今 出	介 二	加古川市神野町神野917番地 1	
同	芦 原	瑛 男	同	市八幡町下村702番地
同	山 本	虎 男	同	市八幡町中西条431番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	松 尾 太 一	加古川市八幡町上西条68番地 2
同	柿 本 博	同 市八幡町下村509番地 7
同	畠 康 人	同 市八幡町上西条776番地
同	芦 原 安 男	同 市八幡町下村1480番地 1
同	長 谷 川 忠 雄	同 市神野町福留450番地
同	矢 崎 治 夫	加古郡稲美町加古3417番地11
同	田 代 義 夫	加古川市八幡町中西条317番地 2
同	室 田 信 幸	同 市八幡町中西条72番地 1
同	谷 田 治	同 市神野町神野900番地
同	寺 崎 義 久	同 市神野町神野974番地
監 事	前 田 竹 次 郎	同 市神野町神野75番地 4
同	大 西 順 一	同 市八幡町下村259番地
同	前 田 省 三	同 市八幡町上西条633番地 2

兵庫県告示第 669 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年6月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認 可 年 月 日
西光寺野土地改良区	平成19年5月24日

兵庫県告示第 670 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成19年5月28日に次のとおり認可した。

平成19年6月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 漁業権者
 名 称 揖保川漁業協同組合
 所在地 宍粟市山崎町五十波1013
- 2 漁業権番号
 内共第7号
- 3 認可に係る変更の内容
 第3条第1項の表ぶしょう網の項を削除する。
 第3条第3項の表中1の項を次のように改める。

1	国道原有賀橋上流の橋から上流原大橋までの区域
---	------------------------

第4条の表の中もくずがにの項を次のように改める。

もくずがに	餌付けかご 10月1日から3月31日まで 但し、第3条第3項に定める区域においては、11月1日から3月31日まで
-------	---

第5条ただし書中「表中8の地域」を「表中8、9の地域」に改め、同条の表8網干の項の次に次のように加える。

9	余部	姫路市余部区の幡洞川の揖保川との合流点より上流フウセンダムまでの区域	同上
---	----	------------------------------------	----

第7条の表を次のように改める。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	備考
あゆ	とも釣	1日 3,300円 1年 13,000円	全区域通用
ます類 (あまご、にじます)	手釣・竿釣 (ルアー、フライを含む)	1日 2,500円 1年 7,000円	全区域通用
わかさぎ、こい、ふな、うなぎ、 おいかわ、うぐい	手釣・竿釣	1日 700円 1年 2,500円	全区域通用
もくずがに	餌付けかご	1漁期1籠 1,200円	全区域通用

- 4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日認可の日から施行する。

兵庫県告示第671号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
加古川市別府町新野辺1008 山口 邦雄 加古川市別府町新野辺1293-5 多田 重男	別府町	別府町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成19年6月8日から同月22日まで
(2) 縦覧場所 別府町加入区 加古川市別府町港町8番 別府町漁業協同組合

兵庫県告示第672号

漁船災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第118条第3項の規定により知事が地先水面を分けて定める一定の区域を次のように定める。

なお、平成12年兵庫県告示第316号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）のうち法第114条第3号に掲げる漁業の部中かき養殖業の加入区の名称のうちかき室津第1加入区、かき室津第2加入区、かき室津第3加入区、かき相生第1加入区、かき相生第2加入区、かき相生第3加入区、かき相生第4加入区、かき相生第5加入区、かき坂越第1加入区、かき坂越第2加入区、かき坂越第3加入区並びにその区域を削る。

平成19年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

法第114条第3号に掲げる漁業

かき養殖業

（加入区の名称）

（区 域）

かき室津加入区

区第505号、区第506号及び区第507号漁業権漁場の区域

かき相生加入区

区第508号、区第509号、区第510号、区第511号及び区第512号漁業権漁場の区域

かき坂越加入区

区第513号、区第514号及び区第515号漁業権漁場の区域

兵庫県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年6月8日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年6月8日から2週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 口小野庄境線	豊岡市出石町田多地字岡ノ本51番から 同 市出石町田多地字宮ノ下232番1まで	旧	4.0から 20.0まで	455.0	
		新	12.0から 26.0まで	434.0	

兵庫県告示第674号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年6月8日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
倉谷Ⅰ (122010158)	篠山市倉谷(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥県守Ⅰ (122010159)	篠山市奥県守(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
県守(1)Ⅰ (122010160)	篠山市県守(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
県守(2)Ⅰ (122010161)	篠山市県守(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
東本荘Ⅰ (122010162)	篠山市東本荘(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
西本荘Ⅰ (122010163)	篠山市西本荘(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
倉谷Ⅱ (122010164)	篠山市倉谷(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
春日江Ⅱ (122010165)	篠山市春日江(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐貫谷Ⅱ (122010166)	篠山市佐貫谷(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥県守(1)Ⅱ (122010167)	篠山市奥県守(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊

奥県守(2)Ⅱ (122010168)	篠山市奥県守(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
県守(1)Ⅱ (122010169)	篠山市県守(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
県守(2)Ⅱ (122010170)	篠山市県守(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
県守口Ⅱ (122010171)	篠山市県守(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐貫谷Ⅲ (122010172)	篠山市佐貫谷(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
泉Ⅲ (122010173)	篠山市泉(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥県守(1)Ⅲ (122010174)	篠山市奥県守(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥県守(2)Ⅲ (122010175)	篠山市奥県守(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
県守(1)Ⅲ (122010176)	篠山市県守(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
県守(2)Ⅲ (122010177)	篠山市県守(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
東本荘Ⅲ (122010178)	篠山市東本荘(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
北島Ⅰ (122010179)	篠山市北嶋(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑井Ⅰ (122010180)	篠山市畑井(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮ノ前Ⅰ (122010181)	篠山市宮ノ前(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
辻Ⅰ (122010182)	篠山市辻(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
西荘Ⅰ (122010183)	篠山市西荘(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
野々垣Ⅰ (122010184)	篠山市野々垣(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊

曾地中(1) I (122010185)	篠山市曾地中(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地中(3) I (122010186)	篠山市曾地中(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地奥(1) I (122010187)	篠山市曾地奥(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地奥(2) I (122010188)	篠山市曾地奥(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地奥(3) I (122010189)	篠山市曾地奥(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地奥(4) I (122010190)	篠山市曾地奥(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑井(1) II (122010191)	篠山市畑井(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑井(2) II (122010192)	篠山市畑井(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑井(3) II (122010193)	篠山市畑井(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
辻(1) II (122010194)	篠山市辻(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
辻(2) II (122010195)	篠山市辻(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
辻(3) II (122010196)	篠山市辻(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
野々垣 II (122010197)	篠山市野々垣(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地中(4) II (122010198)	篠山市曾地中(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地中(5) II (122010199)	篠山市曾地中(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地中(2) II (122010200)	篠山市曾地中(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地中(6) II (122010201)	篠山市曾地中(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊

曾地中(7)Ⅱ (122010202)	篠山市曾地中(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地中(8)Ⅱ (122010203)	篠山市曾地中(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地奥(1)Ⅱ (122010204)	篠山市曾地奥(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地奥(2)Ⅱ (122010205)	篠山市曾地奥(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地奥(3)Ⅱ (122010206)	篠山市曾地奥(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地奥(4)Ⅱ (122010207)	篠山市曾地奥(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地奥(5)Ⅱ (122010208)	篠山市曾地奥(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地奥(6)Ⅱ (122010209)	篠山市曾地奥(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地奥(7)Ⅱ (122010210)	篠山市曾地奥(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地奥(8)Ⅱ (122010211)	篠山市曾地奥(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
北島(1)Ⅲ (122010212)	篠山市北嶋(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
北島(2)Ⅲ (122010213)	篠山市北嶋(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
辻(1)Ⅲ (122010214)	篠山市辻(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
辻(2)Ⅲ (122010215)	篠山市辻(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
野々垣Ⅲ (122010216)	篠山市野々垣(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地中(1)Ⅲ (122010217)	篠山市曾地中(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地中(2)Ⅲ (122010218)	篠山市曾地中(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊

曾地中(3)Ⅲ (122010219)	篠山市曾地中(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地奥(1)Ⅲ (122010220)	篠山市曾地奥(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地奥(3)Ⅲ (122010221)	篠山市曾地奥(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地奥(4)Ⅲ (122010222)	篠山市曾地奥(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾地奥(5)Ⅲ (122010223)	篠山市曾地奥(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川奥(1)Ⅰ (122010224)	篠山市後川奥(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川奥(2)Ⅰ (122010225)	篠山市後川奥(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川下(2)Ⅰ (122010226)	篠山市後川下(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川下Ⅰ (122010227)	篠山市後川下(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川上Ⅰ (122010228)	篠山市後川上(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川上ノ西(4)Ⅰ (122010229)	篠山市後川上(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川上ノ西(3)Ⅰ (122010230)	篠山市後川上(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川新田(3)Ⅰ (122010231)	篠山市後川上(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川新田(2)Ⅰ (122010232)	篠山市後川新田(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川新田(1)Ⅰ (122010233)	篠山市後川新田(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川奥(1)Ⅱ (122010234)	篠山市後川奥(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
後川奥(2)Ⅱ (122010235)	篠山市後川奥(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊